



消費生活センターからののお知らせ

●不審な電話が多発していますのでご注意を！

〈相談〉

テレビ局からの調査と称した電話があり、「ひとり暮らしか。親族は近くにいるか」などの質問に答えた。数日後に県職員をかたる電話があり「テレビ局から電話はなかったか。警察と調査した結果、個人情報が出ています」と言ってきた。

〈相談者への助言〉

行政機関が個人あてに、「個人情報が出ています」という電話をすることはありません。不審な電話では、様々な職業をかたる人物が登場しますが、相手の話をうのみにせず、消費生活センターにご相談ください。

警告メッセージ付き 通話録音装置



うそ電話詐欺等による被害を防止するため、無償で貸出を行います。呼び出し音が鳴る前に「被害防止のため会話内容を録音します」というメッセージが、電話をかけた側に流れます。

◎対象 市内在住の人

※ 65歳以上の人を優先します。

◎内容 通話録音装置の貸出
(1か月または3か月)

◎申込方法 電話

〈問い合わせ・申込先〉消費生活センター（市民生活課内/市役所本庁1階 ☎82-1139）



償却資産（固定資産税）の申告

固定資産税の課税対象は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）があります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、申告が義務付けられています。

◎対象 構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具・器具・備品、建物附属設備等の事業用資産

◎申告方法 税務課に備え付けの申告書に記入し提出（郵送、電子申請でも可）
※電子申請を利用する場合は、eLTAX（地方税ポータルシステム）のホームページから申告してください。

<http://www.eltax.jp>

※昨年からの資産の異動がない場合や平成30年中に廃業・解散した場合も申告が必要です。

◎提出先 税務課、山陽総合事務所

◎提出期限 1月31日(木)

太陽光発電設備の申告

次の①か②に該当すると、償却資産として申告する必要があります。

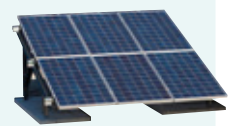
①法人および個人が事業用として設置した場合

※全量売電契約を結んでいる場合は事業として扱います。

②個人が住宅等に設置した発電設備で、発電出力が10kw以上である場合（家屋評価の対象を除く）

■対象資産の例

太陽光パネル、接続ユニット、架台、電力量計など



〈問い合わせ先〉税務課（☎82-1127）